

| | | | | | | | | | | |
|--------|---|--|--------|------|-------------|-----------|--------|-------|-------|------|
| 事業優先順位 | 2 細事業: 農業地域力創造推進事業 | | | | 整理番号 | 04 | | | | |
| 目的 | 今後の地域農業の基本となる人(担い手)と農地の問題を一体的に解決していくために、今後の地域農業の方向性を定めた計画(「人・農地プラン」)を作成し、持続可能な農業の実現をめざす。 | | | | | | | | | |
| 目標 | 中心営農者や青年新規就農者が存在し、営農支援により地域農業の活性化につながる地域や、集落における農業の方向性を早急に話し合わなければならない地域を優先し、より多くの地域で計画を作成する。 2実行組合地区で計画の作成をめざす。 | | | | | | | | | |
| 事業実施主体 | 直営 | 事業開始年 | 平成24年度 | 根拠法令 | | | | | | |
| 事業費・財源 | | 平成25年度 | 平成24年度 | 比較 | | 平成25年度 | 平成24年度 | 比較 | | |
| | 事業費(決算額)(千円) | 592 | 36 | 556 | コスト情報・従事職員数 | 総コスト(千円) | 2,117 | 1,623 | 494 | |
| | 一般財源 | 0 | 0 | 0 | | 内訳 | 事業費 | 592 | 36 | 556 |
| | 国府支出金 | 592 | 36 | 556 | | | 人件費 | 1,525 | 1,587 | -62 |
| | 地方債 | 0 | 0 | 0 | | | 公債費 | 0 | 0 | 0 |
| | その他特定財源 | 0 | 0 | 0 | | 一人あたり(円) | 19 | 14 | 5 | |
| | | 0 | | | | 世帯あたり(円) | 45 | 34 | 11 | |
| | | 0 | | | | 参考 | 職員数(人) | 0.20 | 0.20 | 0.00 |
| | | | | | | 再任用職員数(人) | 0.00 | 0.00 | 0.00 | |
| | 今後の方向性 | 集落・地域が抱える人と農地の問題の解決を図るため、「人・農地プラン」の策定を推進し、青年新規就農者の支援とあわせて、地域農業の振興を図り、持続可能な農業の実現をめざす。 | | | | | | | | |
| 評価 | 妥当性 | 効率性 | 有効性 | 対象者 | | 84実行組合 | | | | |
| | A | B | A | | | | | | | |

「人・農地プラン」の概要

1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話し合いによって、

- 今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか
- 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業の在り方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)

などを決めていただきます。

〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、集落や自治会等のエリアが基本ですが、地域の实情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんと息子さんも積極的に参加して下さい。

2 人・農地プランには、様々なメリットがあります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- 青年就農給付金(経営開始型)
(原則45歳未満で独立・自営就農する方)
※準備型(研修中)は、人・農地プランと関係なく給付します
- 農地集積協力金
(中心となる経営体に農地を提供する方)
- スーパーL資金の貸付当初5年間無利子化
(認定農業者)

といった支援を受けることができます。

〈早期の人・農地プラン作成が重要〉

- 新規就農は、時期を問わないので、支援を受けるためには、早めに人・農地プランの作成に向けた話し合いを始める必要があります。



3 人・農地プランは、随時、見直すことができます。

☆ 最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。
☆ 一旦プランを決めても、

- 新規就農者が新たに出てきたとき
- 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

などは、見直せば、2のメリットを受けられます。

〈新規就農者の人・農地プランへの位置付け〉

- 新規就農者は、人・農地プランに位置付けられることが見込まれば、青年就農給付金の支援を受けることができます。

細事業：農業地域力創造推進事業

1. 農業地域力創造推進事業

地域の農業に関する問題を解決するため、天見・島の谷地区及び、日野・大堂前地区で話し合いの場を設け議論を行い、今後の地域農業の計画を「人・農地プラン」（農業マスタープラン）として作成した。

(1) 天見・島の谷地区

- ①地区概要： 河内長野市「島の谷地区」は、市の南部の天見の中山間地域に位置し、谷筋に農地が形成された集落で、水稻と野菜を中心とした生産が行われている地区である。

農地面積 約13.3ha
農家数 26戸



②経過

- H25.6 第1回合意形成会議※を開催。「人・農地プラン」について説明。
H25.7 農業の現状と今後の方向に関するアンケートを実施。
H25.8 第2回合意形成会議を開催。アンケート結果の報告及び「人・農地プラン」の素案について了承。
H26.3 「人・農地プラン」原案を集落内全農家に送付。特に意見、質問等なし。
H26.3 河内長野市「人・農地プラン」検討会※を開催。「人・農地プラン」（案）の承認。

(2) 日野・大堂前地区

- ①地区概要： 河内長野市「大堂前地区」は、市の南部の日野の中山間地域に位置し、ほ場整備により形成された、まとまった農地であり、水稻を中心とした生産が行われている地区である。

農地面積 約6.3ha
農家数 40戸



②経過

- H25.12 第1回合意形成会議を開催。
「人・農地プラン」の説明及び農業の現状と今後の方向に関するアンケートを実施。
H26.3 第2回合意形成会議を開催。アンケート結果の報告及び「人・農地プラン」の原案について了承。
H26.3 「人・農地プラン」原案を合意形成会議欠席者に送付。特に意見、質問等なし
H26.3 河内長野市「人・農地プラン」検討会※を開催。「人・農地プラン」（案）の承認。

※合意形成会議・・・集落内において、「人・農地プラン」作成に向けた会合

※河内長野市「人・農地プラン」検討会・・・河内長野市附属機関設置条例に規定する「人・農地プラン」を審議する検討会

2. 農地集積協力金交付事業

人・農地プランを定めた地域において、そのプランを実現するために地域の中心経営体に対し農地を提供し、農地集積に協力する者に対して、農地集積協力金（経営転換協力金）※を交付した。

- ・交付件数 1件（面積：0.9ha）
- ・交付金額 50万円

| 貸付等を行う面積 | 交付単価 |
|---------------|--------|
| 0.5ha以下 | 30万円/戸 |
| 0.5ha超2.0ha以下 | 50万円/戸 |
| 2.0ha超 | 70万円/戸 |

※農地集積協力金・・・

人・農地プランに基づき、地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者に対する協力金です。協力金は、交付要件を満たした農地面積に応じた金額になります。